

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	令和7年1月17日(金) 午前9時30分開会・午前11時15分閉会
開催場所	市庁舎B棟4階 大会議室
議長氏名	入間市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 手塚 宣夫
出席委員氏名	安部 仁 委員 倉島 安司 委員 齊藤 俊明 委員 高山 勇 委員 館 秀典 委員 手島 吉紀 委員 手塚 宣夫 委員 吉野 勝 委員
欠席委員氏名	夏井 正明 委員
説明者氏名	事務局総務課 副主幹 園田 民子
会議次第 (公開・非公開の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会長あいさつ ・会議録署名委員の指名 ・会議の公開・非公開の決定 ・議事(公開) <ul style="list-style-type: none"> 1【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について 2【報告事項】個人情報等に関する内部監査について ・その他(公開) ・閉会(公開)
傍聴者数	1人
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第2回情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 ・令和6年度第2回情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料 ・(資料別紙1)個人情報ファイル簿一覧(R6) ・(資料別紙2)個人情報等に関する内部監査資料

会 議 録

事務局職員 職 氏 名	総務部部長 平沼 宏之 総務課主幹 町田 秀紀	総務課長 武藤 誠 総務課副主幹 園田 民子
会議録作成方法	要点筆記	
議事の概要（経過）・決定事項		
<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 会議録署名委員の決定 本日の議事録署名人は、倉島 安司 委員とする。</p> <p>3 会議の公開・非公開の決定 公開</p> <p>4 議事 (1)【報告事項】個人情報ファイル簿の更新及び公表について (2)【報告事項】個人情報等に関する内部監査について</p>		

会 議 録

発言者／(回答者)	発 言 内 容
手塚会長 (事務局 園田)	<p>【議事】</p> <p>1 個人情報ファイル簿の更新及び公表について 「報告事項 個人情報ファイル簿の更新及び公表について」を議題とする。 事務局より内容の報告を願う。</p>
手島委員 (事務局 園田)	<p>個人情報ファイル簿について、令和6年度における確認を行い、その更新及び市公式ホームページでの公表を行ったこと、掲載ファイルの一覧及び増減について説明。</p>
手島委員 (事務局 園田)	<p>個人情報ファイル簿の名称について、語尾が「システム」となっているものがある。 原則「ファイル」という形にしているが、統一までは図られていない状況である。「～システム関連ファイル」といった形で修正できるか、次回に向けて確認したい。</p>
齊藤委員 (事務局 園田)	<p>本人の数が1,000人未満となり、前回は公表したが今回は公表しない、というファイルはあるか。 今回削除となったものは重複していた1件であり、1,000件を下回ったため削除したものはなかった。</p>
齊藤委員 (事務局 園田)	<p>別紙1の3ページ目、スポーツ推進課のファイルで、20番と21番、22番と23番、それぞれ「利用者情報管理ファイル」と「利用者登録管理ファイル」の2つの別ファイルになっているが、1つにできないか。また、どう違うのか。管理上ファイル数は少ない方がよいのではないか。 ファイル内容の詳細までは総務課で把握していないが、体育施設の利用にあたり最初に登録するもの、その後利用についてのもの、と区分しているものと推察する。ご意見についてスポーツ推進課へお伝えする。</p>
齊藤委員 (事務局 園田)	<p>このファイルについて、年度ごとに更新するのか、上書きするのか。更新する場合は、古いファイルはどういうファイルが何年程度で破棄されるのか、分かったら一緒に聞いていただきたい。 ご意見について、どういった内容か担当課へ確認したい。</p>
高山委員 (事務局 園田)	<p>こうしたファイル簿は、永久保存的なものもあれば1年ごとに破棄するもの、5年、10年と、保存年限が決まっているかと思う。個人情報ファイル簿は本人の数が1,000件を超えたら作成するとのことだが、例えば生活環境課の「改葬許可ファイル」は、単年度で1,000件を超えるものではないと思う。ファイル簿を作成する考え方を改めて確認したい。 ファイル簿の作成は、ファイル名で特定される個人情報を、現在、市でど</p>

会 議 録

高山 委員	<p>れだけ保有しているかが基準となる。例えば5年保存の文書であれば5年分保管されており、そこに掲載されている全ての個人情報の本人の数が1,000を超えると作成することとなる。</p>
(事務局 園田)	<p>以前、法改正になる前は、個人情報収集業務をする度にこの審議会で報告があり、我々がチェックした。ここに掲載されているファイル簿について、いくつかホームページで確認したが、この業務に対してこの情報収集が必要か、といったことを今は我々が能動的にホームページを見てすべきなのか、それとも事務局が行っているのか、そうしたチェック機能は働かなくてよいのか、その辺りの認識を伺いたい。</p>
安部 委員	<p>法制度に移行している現在の運用としては、基本的には執行部側できちんとやっていく、という認識である。情報収集を行い活動する各課において、必要であるという判断をもとにその内容で収集を行い、公表も行う。委員の皆様にはチェックしていただきご報告いただく、といったことは想定していない。一方で、入間市のこうした運営状況を見ていただき、お気づきの点についてご意見をいただくということはこの審議会の目的でもあるので、改良した方がいいなどご意見をいただければありがたいと思う。</p>
(事務局 園田)	<p>今の点について気になっていたところである。今回こういう形でファイル更新としてリストを示していただいているが、私どもは何を見ればよいのか。新たに11ファイル追加になったとあるが、どこをチェックするのか疑問である。以前の制度では、この項目はいらぬのでは、重複しているのでは、必要最小限度なのか、といった確認があったが、今回のように一覧だけ示されても内容はわからない。項目についても示していただき、確認する必要があるのではないか。</p>
安部 委員	<p>ファイル簿の作成・公表については、項目や公表等、実施機関が行うことについて法で手続きが定められているもので、事務局としては、法制度にのっとって市で作成・公表を行っていることを皆様にご確認いただければと考えている。内容の確認については責任をもって市で行い、公表しているところである。</p>
(事務局 園田)	<p>意見になるが、あまりにも形式的で、リストだけ見て審議という内容にもなりえない。個人情報の保護にどう資するのか。法の話はあるかと思うが、それに拘束されるだけではなく、入間市としてどういう風に保護を進めていくかによって、やれることは別にあるのではないか。</p>
館 委員	<p>どういった対応ができるか即答は難しいが、ご意見を踏まえて何かできることがあるか検討したい。</p>
	<p>今回の議事は報告となっており、公開義務があつて公開されたという報告でよいと思う。中身については各部署が運営して必要に応じて作られている</p>

会 議 録

	<p>と思う。今回はファイル簿の更新・公表であり、内容について確認する場合は別件とするのがよいのではないか。</p> <p>また、先ほど意見の出たファイル名称について、多くがシステムで管理されていると思われる。集合体としてのファイル、システムは同じものを指すとみてもらえればよいのではないか。「ファイル簿」とあるが、「システム」「情報リスト」など、ここで出すための統一名称を考えてみてはどうか。「ファイル」というと、エクセルのようなファイルをイメージする方がいると思う。</p> <p>過年度のデータ保存について話があったが、これもシステムの中で処理をしなければ残り続けるものになる。業務ごとに保存年限を定めてリスト管理するとよいのではと思う。</p>
(事務局 園田)	<p>ファイルの名称については、国が「個人情報ファイル簿」を作成するようにと示しているので、「～ファイル」という形が多くなっており、紙で台帳管理しているものは「～台帳」という名称のものもあると思われる。ファイル簿の名称の統一について、今現実的には「～ファイル」という形にするのが分かりやすいのではと思う。システム、エクセル等のデータ、紙、と種類があることもあり、時間がかかるかもしれないが、少しずつでも統一が図れるように検討していきたい。</p>
手 島 委 員	<p>ファイル保存の年限については、市として作成する紙やデータなどの文書全体について、種別に応じて保存年限を定めており、その中に個人情報の入っているファイルもある。ここにある個人情報ファイル簿も含め、文書全体で、保存年限に基づき適宜文書の削除等を行っている。</p> <p>一番問題なのは、漏えいリスクがどれくらいあるか、ということだと思う。自治体の基幹システムで管理しているものは大丈夫かと思うが、各課で独自にエクセルでやっている、紙でやっている、というように、管理媒体がどうなっているかを一覧に書いておくと、漏えいリスクがどれくらいあるかといったことが分かりやすくなる。少なくとも審議会には出して欲しい。</p>
(事務局 園田)	<p>個人情報ファイル簿にあるデータを、システム、エクセル、紙などどのような形で管理しているかについて、公表しているファイル簿の中では、ファイルの種別として電算処理ファイルか紙のファイルか、項目があり記載している。今後、皆様のご意見等も踏まえ、内容についてご審議いただく際には対応について検討したい。</p>
総 務 課 長	<p>今回は、法律に従ってこうした手続きを取っているというご報告である。ご心配いただいている漏えいリスクがどうなのか、ということについては、入間市の個人情報保護の状況について検討していく上で、こちらでのご審議が必要となった場合に別途、ご相談する機会を設けさせていただきたい。</p>

会 議 録

<p>館 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>公表はいつからか。 既に公表しており、ホームページでの公表日は11月1日である。</p>
<p>手 塚 会 長 (事務局 園田)</p>	<p>2 個人情報等に関する内部監査について 「報告事項 個人情報等に関する内部監査について」を議題とする。事務局より内容の報告を願う。 個人情報等に関する内部監査について、実施機関、実施内容、集計一覧、昨年度からの主な見直し内容等について説明。</p>
<p>倉 島 委 員</p>	<p>職員一人一人に調査して集計を行い、その結果として情報セキュリティリスクがあると認められた課がなかったため実地監査は行わなかった、ということであるが、考えてみると、一人一人が調査を受けた際、やっていないと回答するわけがない。検査がくるかもしれないし、やっているとは回答するに決まっている。その結果により、皆ちゃんとやっているからそれ以上のチェックはしない、という制度をずっと続けていると、結局入間市では個人情報の管理や運用に関しては全部各職員に任せて、市としては何もチェックしない、という状況がずっと続く、と実質上言ってもいい。内部監査をやっているとするのであれば、どういう回答かに関わらず、サンプル的にでもいいので、何かどこかで、何年かに一度でもいいからチェックをやらないと、本当の内部監査にならないのではないかと。</p>
<p>(事務局 園田)</p>	<p>内部監査は情報政策課と総務課とで行っている。いただいたご意見を共有し、どういった対応ができるか検討していきたい。</p>
<p>手 島 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>過去に実地監査を行った際、指摘事項はなかったのか。 過去の内容について情報がなく即答できないが、課題があった場合には指摘事項として対応をいただいていると思う。</p>
<p>手 島 委 員</p>	<p>一通りやって指摘事項がゼロになったからしばらく置いておこうか、というならまだ分かる。それを突然、こういうカッコいいことを始めたからもういいだろう、というのはちょっと変かなという気がする。そもそも、実地監査についてなぜこのように決めたのか。やめると決めたどういう議論があって、誰が決めたのか。</p>
<p>総 務 課 長</p>	<p>昨年度審議会でご意見をいただき、内部で、こういった形で監査をやっていくのが効果的か、というところを話し合った結果、今回このようなやり方にさせていただいた。現地で監査を実施することの必要性は認識しているが、どちらかというと形式的になっているイメージもあった。そういった中で、個人情報保護の大事なところは、現場レベルでしっかりと押さえていただきたい、現場の課長がしっかりと意識していただきたい、その思いがあってOJTを中心に回していこうというのが今回の大きな変更理由である。個人レベ</p>

会 議 録

	<p>ルではeラーニングで研修を行い、またこうした監査の機会をとらえて、総務課や情報政策課からも個人情報保護委員会の資料等を提供して知識を持ってもらうなど、意識を上げていただく取り組みを行っているが、集計結果を見ると、必ずしも100%にはなっていない。人がエラーをしたときに、事故、インシデントに結びつけないためにはどのようにすればよいか、現場でしっかりと食い止めてもらいたい。それには情報政策課や総務課が全庁的にやるだけではなく、現場で、こういったエラーが発生したらこのような大変なことになる、ということをもまずは課長にしっかりと意識してもらいたい、ということでOJTを中心としたやり方としたもの。この部分については継続していきたい。ご指摘もいただいたので、そういったことも踏まえて、より良いやり方がどういった形なのか、これで終わりとは思っていないので、研究していきたい。</p>
手 島 委 員	<p>監査は現場を疑うことから始まる。なぜかという、それについて問題が起こるととんでもないことになるからやる。監査が形式的になったというのは、監査する側の問題であり、だからやめるとするのは変な話である。監査はやらないと、現場任せだけだと特に個人情報の漏えいは大問題になる。監査する対象部署をメリハリをつけて、例えばシステムを多く扱っているとか、紙を多く扱っているとか、そういうところを集中的にやるとか、3年で全ての課を回すなんていうことはやらなくていいと思うが、リスクの多そうな課を選んでやってみる、そういうことが大事ではないか。</p>
総 務 課 長	<p>ご意見をいただいたところも踏まえ、情報政策課と協力して実施していることもあるので、来年度に向けて研究していきたい。</p>
吉 野 委 員	<p>組織の管理部門は嫌われ者でなければならないと思っている。やると嫌がられると思うが、それが結果的には皆のためにもなると思うので、今、話があったように検討していただければと思う。</p>
(事務局 園田)	<p>確認テスト等について、実施した職員の範囲を教えてください。 特定個人情報の理解度テストは、特定個人情報を扱っている部署、その中でも取り扱う職員を情報政策課に報告しており、その対象職員が行っている。個人情報の確認テストは、パート職員も含め全ての職員が行っている。</p>
吉 野 委 員	<p>市の業務はアウトソーシングされていると思うが、そういったところに対してはどのような対応をされているのか。</p>
(事務局 園田)	<p>個人情報を取り扱う業務委託については、個人情報の取扱いについての約款があり、遵守いただくことを明示して契約している。業務によっては現場の確認を行うものもあり、各部署で安全の確認も含めて実施している。</p>
吉 野 委 員	<p>契約の段階で守っていただくことをお願いして、どうやるかは各受託業者に任せている、ということでよいか。</p>

会 議 録

(事務局 園田)	その通りである。個人情報の取扱いは、法の内容が事業者にも適用するものであり、個人情報を取り扱う事業者は対応を行うことが求められている。
館 委 員	別紙2の別添①の集計結果について、連番6だと、知っているか知らないか、の回答ということか。
(事務局 園田)	その通りである。
館 委 員	連番6は例があり分かるからよいが、知っているつもりでも実は間違っていた、といったことはチェックはできていないということか。
(事務局 園田)	自己点検はこの監査項目の表記内容で実施している。ここで読み取れないものが人によってはあるかと思う。
館 委 員	セキュリティポリシーを遵守しているかについて、しているつもりだが実はしていなかった、といった意識とのずれは確認できないということか。
(事務局 園田)	関連資料の提示や説明の付記などを行っているが、そこまでの確認は、この形式では難しいと思う。
館 委 員	そうすると、客観的に見てあまり意味をなさない形になっている。具体的にこういう事例、といった形だと分かるかもしれない。連番20の補足に「規定を参照」といった記載があるが、おそらく参照はしないのではないか。何か起きたときに、監査などやっているとなるが、実際はちょっと認識が違っていた。そうしたずれはどの業界でも出てくるが、そこまでやるべきなのか、という負担も増えてしまうので、聞き方を変えるとか、質問項目でそこを分かるように、イエス・ノーだけでなく適切なものを選ぶ形にするなど工夫することを、今後検討する機会があったらやっていただいてもいいかと思う。
(事務局 園田)	今回の見直しの中で、補足や参考など具体的な内容を掲載することとしたが、より多く実施できるか、事例的な設問にできるかなど検討していきたい。
齊 藤 委 員	個人情報保護委員会というのは、国の委員会か。
(事務局 園田)	国の組織である。
齊 藤 委 員	国で確認テストを作成しているということは、全国共通で実施するということか。
(事務局 園田)	個人情報保護委員会がホームページで研修資料等を公開しており、これを活用したものである。他の自治体がどのように監査等を行っているかは分からないが、同様に考えて実施している自治体もあると思われる。
齊 藤 委 員	今後確認テストを実施する場合は、入間市独自ではなく、国で作成したものを使うことになるのか。
(事務局 園田)	法制度に大きく変更がなく、基本的な理解や確認事項等に大きな変動がなければ同様に活用していきたい。入間市独自の内容としては、情報セキュリティの設問にも入れることができるので、そうしたところで対応していきたい。

会 議 録

<p>齊 藤 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>別紙2の別添①について、項目の2つ目に「監査ガイドライン項目No.」があり、数字が入っているものとそうでないものがある。また、会議資料の特定個人情報の説明の中では行政機関等編としてガイドラインの記載がある。監査ガイドラインとは何を指すのか。ガイドラインがない質問事項もある。</p> <p>監査ガイドライン項目No.については、情報政策課で対応している「情報セキュリティ監査に関するガイドライン」に基づくもので、その中から選んでいる設問には付番があり、入間市独自のものとして情報政策課と総務課で検討して作成した設問には付番がない。会議資料にある「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」とは別のものである。</p>
<p>齊 藤 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>連番18の回答②「実地調査を行える状況ではないため、書面により確認を行っている。」が26件、2%とある。「実地調査を行える状況ではない」とはどういう状況か、具体的に書かせるべきではないか。実地調査の実施が原則であり、委託契約時に個人情報の取扱いについて書面を交わすといっても、それが実施されているかを確認するために実地調査をやる。2%というのは大きい。次回検討していただきたい。</p> <p>どういう状況だったのか記入する欄を設けることを含め、改善を検討したい。</p>
<p>手 島 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>回答の②③についてはOJTで教育し直すことになっている。その後実地調査に行ったのか。OJTで是正すると言っているが、是正したのか。その確認をしたのか。</p> <p>OJTの効果の確認は必要である。課長が話を聞いてそれでもやむを得ないと思うならそういう判断をした、課長判断である、と分かればそれでもいいし、実は忙しいから行けなかったというならやはり行くべきと話した、とか、そういうところをきっちりOJTでやっているかどうか心配である。例えばここに監査に行ってはどうか。</p>
<p>手 島 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>今回OJTを行うことを初めて導入したが、その内容の確認についてご意見をいただいたので、どういった対応ができるか検討したい。</p>
<p>安 部 委 員 (事務局 園田)</p>	<p>連番6で情報セキュリティインシデントとあるが、昨年度何件発生したか。案件は無かった。</p> <p>OJTの重要性についてはその通りだと思う。職員の認識レベルには違いがあり、例えば新規採用職員に対して、OJTの他に集団の研修は別途やっているのか。</p>
<p>安 部 委 員</p>	<p>職員に対する研修については、総合的な内容の研修を、新規採用職員に限らず職員全体に対して年1回実施しており、これと併せて部署ごとにOJTを実施していると思われる。</p> <p>集団の研修では実施していない、ということか。</p>

会 議 録

(事務局 園田)	新規採用職員研修における個人情報の取扱いに特化した研修は、おそらくないと思われる。
安 部 委 員	OJTはその場その場の話で、体系的に全体をどうするという話に必ずしもならないケースがあるかと思う。全体を把握、理解した上で個々の業務における様々な取扱い、課題をOJTで行うと効果的だと思う。部分的なことだけをする形になってしまっているのは、個人情報の保護全体をどのように考えるかが抜け落ちてしまうのではないか。
(事務局 園田)	個人情報保護制度全体についての研修は、新規採用職員に限らず、全職員に対して毎年1回eラーニングで実施している。また、今回の内部監査でも個人情報の確認テストと併せて、個人情報保護委員会が作成している研修資料も配付しており、制度全体について理解できるよう対応している。
(事務局 園田) 安 部 委 員	基本的には「見ておいて」という感じか。 eラーニングでは最後に設問に回答する。内部監査で配付する資料については確認いただく形である。
高 山 委 員	セルフチェックシートは非常に専門的な感じがして難しい。もっとわかりやすい言葉や具体例を示して、漏えいリスクの高い内容に絞ったり、全庁共有的なチェックリスト、マニュアル的なもので啓発を図ってはどうか。今のものでは、セキュリティ意識が高まる、情報漏えいのリスクが低減される、といったことになかなか直結しないのではないか。
(事務局 園田)	全庁的に一律で実施しており、個別の内容を取り入れることについてどういったことができるか検討したい。具体的な内容については、監査の形ではないが、漏えいリスク等にどのようなものがあるかについて、国等からの情報提供を受け、全国で発生している実際の漏えい事例について情報政策課から定期的に全庁に周知する取り組みを行っている。
齊 藤 委 員	これまでの議論を踏まえ、議長に提案がある。マンパワーや時間の制約もあるので全庁的な検査をやるのは大変だと思うが、課を絞って検査するとか、外部委託に対して、大量に個人情報を扱う課に対してなど、項目を設定するなど方法は考えていただいて、3年に1回は検査することを実施していただきたいと思う。それをこの審議会の総意として提案することを議長に諮りたいが、いかがか。
手 塚 会 長 総 務 課 長	それは、ここではないのではないか。 齊藤委員からいただいたご意見、全体の総意としてというお話だったが、特に全体ということを取っていただかなくても、ご意見として受け止めさせていただく。1つの課で行っているわけではないので、今後調整という形にはなるが、いただいた様々なご意見はしっかりとこちらで考えて対応していきたい。来年度に向けて、より良い監査方法を検討していきたい。

会 議 録

齊 藤 委 員

基本的には、この委員会は報告を受けるもので、報告だと聞きっぱなし言
いっぱなしで終わってしまう。審議になればその結論に事務局に従ってもら
うといった形になる。総意といったのは、今日は報告の関係なので、個々の
意見はあったがなおかつ審議会として注文をつけるという意味で、総意とい
う形で図っていただいたらどうかと思った。事務局が検討すると言っている
ので承知した。

【その他】

令和7年度入間市情報公開・個人情報保護運営審議会の次回日程の調査につ
いて説明。

～閉会～

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 7年 2 月 21日

議 長 の 署 名

手塚 宣夫

議長が指名した者の署名

倉島 安司

